

## ◆ マイナンバーカードを利用して転出される方へ

### 転入届の特例について

- ・転入地にて、転入されるどなたかのマイナンバーカードを必ずご提示ください。
- ・転入後は、次の市区町村でカードの書き換え（継続利用）を行う必要があります（4桁の暗証番号を入力）。

### カードの失効について

カードが有効期限内であっても、転入手続きの際、下記①～③に該当するとカードが失効する場合があります。下記の理由で失効後、マイナンバーカードを再発行する際は手数料が必要です。

- ① 次の市区町村の窓口で、住み始めた日より **14日**を経過してから転入手手続きを行った場合

※住み始めた日とは、転入の届出日（窓口に行く日）ではなく、転入の届出書に記載する異動日です。

このため、転入の届出日が異動日から数えて 14 日を超える場合は、カードが失効します。

加古川市を確定転出している場合、異動日の変更ができませんのでご注意ください。

- ② 転出予定日（転出の届出書に記載した異動日）より **30日**を経過してから転入手手続きを行った場合

- ③ 転入手手続き自体は行ったが、その後 **90日**以内に継続利用の手続きをしなかった場合

### 次の市区町村での受付場所について

転入手続きをする際、出張所等では転入届の特例を受付していないことがありますので、ご注意ください。